ICCLC　NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第 32 号　2014 年 4 月

HEADLINE

本号では当財団が石川国際民商事法センター、北國新聞社、法務省法務総合研究所国際協力部と共催、中部国際拠点化支援会議が後援した平成 26 年 3 月 6 日（木）に北國新聞交流ホールで開催された「国際民商事法金沢セミナー」“東南アジア・タイ　―社会情勢と投資チャンス―”を取り上げました。

本セミナーでは、現地に進出予定の日系企業をサポートされているコンサルタントの方を講師に招き、タイの現状の社会情勢を踏まえながら、経済の現状と課題、投資環境について解説いただき、その後、タイの法律動向を研究されている専門家の先生から、担保制度、消費者保護などタイにおける近年の民事法の動向についてお話しいただきました。

（目次）

１、開会挨拶　石川国際民商事法センター会長　髙澤　基…… 2 ページ

公益財団法人国際民商事法センター監事　本江威憙…… 3 ページ

２、講演１　「投資環境と投資のメリット」～タイへの事業展開の留意点～

東京コンサルティングファームシニアコンサルタント　藤川　顕…… 5 ページ

３、講演２　「民事法の近年の動向」～タイの消費者法と担保制度などについて～

関西大学政策創造学部国際アジア法政策学科准教授　西澤　希久…… 12 ページ

（添付資料）

藤川　顕氏　講演資料　「投資環境と投資のメリット」

西澤　希久氏　講演資料　「民事法の近年の動向」

（司会）　ただ今より、石川国際民商事法センター、ならびに法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター、北國新聞社主催の平成２５年度国際民商事法金沢セミナー「東南アジア・タイ―社会情勢と投資チャンス―」を始めさせていただきます。

初めに、主催者側を代表し、石川国際民商事法センター会長の髙澤基北國新聞社社長よりご挨拶申し上げます。

開会挨拶

髙澤　基（石川国際民商事法センター　会長）

本日はたくさんの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今から１７年前の１９９６（平成８）年に、アジア各国との経済活動をより活発なものにするためには、アジア各国の民事、商事分野の法整備が必要であるという観点から、東京に国際民商事法センターが設立されました。その後、法務省法務総合研究所からの要請もありまして、石川県の民間レベルでも微力ながらその活動を支えようということで、同じ年の１２月に、会員の皆さまのご協力を得まして、全国で唯一の地方組織として、石川国際民商事法センターを設立しました。事務局を北國新聞社でお預かりし、毎年、恒例になった金沢セミナーをはじめ、いろいろな活動を続けております。

今年の金沢セミナーは東南アジア諸国の一つ、タイに焦点を当てることとしました。政治や経済、社会の情勢、法整備の状況などについて、理解を深める機会にしたいと思います。

タイという国は人口が約６６００万人余り、２０１１年の名目ＧＤＰが約３５００億ドルで、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）加盟の１０カ国の中では、インドネシアに次いで第２位の経済規模です。国民の大半は仏教徒で、国王を深く敬愛し、国民性は概して寛容、そして親日家が多いことでも有名です。

また、タイにとって日本は最大の貿易国でもあります。日本貿易振興機構（ジェトロ）によると、メコン地域きっての産業集積地であるタイには、１９８０年代後半から日本企業の進出が急増し、現在、バンコク日本人商工会議所の会員数が１５００社を超えているということです。石川県からも進出企業が相次いでおり、ジェトロ金沢の２０１２年の調査では、首都のバンコクおよびその周辺に製造業を中心に１６社が計２４カ所の事業所を構えているそうです。１７４社が展開されている中国には及びませんが、それに次ぐ数字です。

ＡＳＥＡＮは２０１５年の経済共同体の創設に向けた準備を進めており、２１世紀の成長センターとして認識されています。特に、カンボジア、ミャンマー、ラオスといった、開発の余地が大きな国々と国境を接しているタイはビジネスや物流の重要拠点として、今後さらに経済的な飛躍が期待されています。

タイといえば最近、テレビ等で政情不安が伝えられています。タクシン派と呼ばれる政権与党のタイ貢献党と、反タクシン派で、野党の民主党が対立し、断続的に大規模な反政府デモが起きており、まさに気掛かりな点であります。

それから、石川県とタイとの関係については、昨年８月にバンコクにタイ王国石川県人会が設立されました。石川県タイ友好協会などが中心になり、かねてから準備が進められてきました。現在は約８０人の会員が在籍

しています。石川県からの進出企業に対する支援や石川県とタイとの文化交流促進などに寄与していきたいというお考えのようです

昨年７月に観光ビザが免除された効果と思われますが、タイから日本への観光客も大幅に伸びています。石川県の調査によると、昨年１年間に金沢の兼六園を訪れたタイの観光客は前年比８１％増の４３８０人となっています。石川県では小松空港とタイの定期便の就航を目指しており、東南アジア諸国のいずれかの国に石川県事務所を設置することを検討しているようです。

本日の金沢セミナーは、講師に、東京コンサルティングファームの藤川顕シニアコンサルタント、関西大学政策創造学部国際アジア法政策学科の西澤希久男准教授のお二人をお招きしています。藤川先生には、こうした社会情勢を踏まえながら、経済の現状と課題、投資環境について解説いただきます。西澤先生には、担保制度、消費者保護などタイにおける近年の民事法の動向についてお話しいただく予定です。

経済的な結び付きが強まれば、国と国との信頼も深まり、国と国との信頼がアジアに安全と平和をもたらすものと確信しています。

最後になりましたが、今回の金沢セミナー開催にご協力いただきました法務省法務総合研究所の皆さん、公益財団法人国際民商事法センターの皆さん､石川国際民商事法センター会員の皆さんに心から御礼を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます（拍手）。

（司会）　髙澤会長、ありがとうございました。

続きまして、当センターの生みの親とも言え、当センターの顧問、本江威憙公益財団法人国際民商事法センター監事よりご挨拶させていただきます。

本江　威憙（財団法人国際民商事法センター監事）

本日は、東南アジア・タイの社会情勢と投資環境についてセミナーを開催させていただきましたところ、たくさんの方においでいただき、本当にありがとうございます。

今、髙澤会長からお話がありましたが、全国版国際民商事法センターは平成８年に東京で創設しました。その当時、ソ連が崩壊し、ソ連の中にあったロシア以外の諸国が自分の力で生きていかなければならなくなったということ、また、ドイツでも東西の壁が崩壊した直後のことで、それらの国々には、近代的な民法、民事訴訟法という基本的な法律が不整備であって、たくさんの東南アジアその他のアジアの国々から日本の法務省に対して「民法を教えてほしい」という要請が寄せられていました。

私たち検事も皆忙しく、数年間はすぐには対応できなかったのですが、平成７年ごろから、これらの発展途上国に、民法、民事訴訟法、商法などを本格的に教えていこうではないかということを思い立って作ったということであります。というのは、今から１５０年ほど前、私たち日本が江戸時代から明治に差し掛かったころ、日本の法律が余りに古く、欧米諸国から見ると日本は発展途上国もいいところで、まともに相手にはしてもらえなくて、日本は不平等条約を結ばされ、大変苦しみました。そういう中で、日本はそのころ、日本のお金で

ヨーロッパ、主としてフランス、ドイツに行って、法律を学んで帰ってきて、近代的な日本の法律を整備していきました。また、その過程でフランスやドイツから大学の教授を日本に招聘して、多くのことを教えてもらいました。そういうことを私たちは経験しており、先進国の法律専門家の支援には非常に感謝し、ありがたいという思いがあったものですから、今や、世界の中で最先端の法整備がなされているこの日本が、今度はアジアの国々に貢献する時であるということで、この国際民商事法センターをつくったわけです。

そして、４月に創立総会をして、その足で私はここ石川県に金沢地方検察庁検事正として赴任してまいりました。当時、髙澤さんは北國新聞社の専務取締役でしたが、髙澤さんと当時の社長であられた飛田秀一さんにお願いして、石川県にもこの民商事法の整備を支援するセンターをつくっていただきました。というのは、私がこちらに来ていろいろお聞きすると、この石川県には最先端の技術を持った優良企業が幾つもあって、中国をはじめいろいろな国に進出し、国際取引もあるとのことでしたし、またその中で、相手国の民法がしっかりしていないことから辛酸をなめたという話もいろいろお伺いし、これは相手の国々の民法をしっかり作っていかなければならないという思いに駆られ、貿易立県である石川県の皆さんに御理解いただけるのではないかと考えて、お願いしたというわけです。早速、北國新聞が力を尽くして、この石川国際民商事法センターを設立してくださいました。

以来、北國新聞にはずっとお世話をしていただいて、今年で満１６年になるでしょうか、今日に至っています。毎年３月ごろにこのようなセミナーを設けて、東京の国際民商事法センターも含めて、われわれが得た情報に基づいて石川県の皆さまにどういう情報を提供すればいいのかを毎年考えながら、このセミナーを開催させていただいています。そして、会員の方々には、ご支援を頂いているお礼として、アジアの諸国から得られたいろいろな法律事情について、どこの国がどういう法律を作ったかということを法律の翻訳までつけて、定期刊行物にし、皆さんにお配りしているわけです。

今回は、皆さまはタイの事情に大変御関心があるという情報を得まして、「東南アジア・タイ―社会情勢と投資チャンス―」という表題でシンポジウムを設けさせていただきました。最初に御講演いただく藤川顕先生は、この分野で実践的に御活躍の方なので、タイについての基本的な組織、投資環境、投資のメリットなどについてお話を伺います。また、西澤希久男先生は、めったに聞けないタイの民事法を御専門に研究しておられます。私も聞くのは初めてですが、タイの民法について御講演いただきます。本当に貴重な機会だと思いますので、御静聴いただきたいと思います。

なお、最後になりましたが、この石川国際民商事法センターは今後も続けていきますので、毎年３月には是非この会場にお集まりいただいてお聞きいただきたいと思いますし、できれば石川国際民商事法センターの会員になって、この日本のプロジェクトの第一線に加わっていただければと思います。

どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

（司会）　本江監事、ありがとうございました。

それでは、講演会を始めさせていただきます。

まず、講演１の講師は、東京コンサルティングファームシニアコンサルタントの藤川顕先生です。「投資環

境と、投資のメリット」と題しまして、タイへの事業展開の留意点等をご解説いただきます。

講演１「投資環境と、投資のメリット」

藤川　顕　氏（東京コンサルティングファームシニアコンサルタント）

１．はじめに～デモが与えた影響

皆さま、今日はお忙しい中、足を運んでいただきましてどうもありがとうございます。１時間ほどお付き合いしていただき、リラックスして聞いていただければと思います。基本的にタイの基本的な基礎知識、投資環境について説明させていただきます。

では、皆さん、まず、タイという国にどういうイメージをお持ちでしょうか。少し簡単にイメージしていただきたいと思います。結論から申しますと、今からお話しさせていただく内容は皆さんの持っておられるイメージと実情が、さほど変わりがありません。では皆様が持つイメージを、より具体的なものに結び付けるように聴いて頂ければと考えております。

まず、先ほど髙澤会長が仰いましたように、デモが実際に発生しまして、どういったところに影響が出たのかを気にしておられる日系企業様、また、ご旅行で行かれるご友人の方、お知り合いの方がいらっしゃると思います。

実際に旅行していただく中で、ＪＴＢ、ＨＩＳなど旅行会社のアンケートから得られた結果を申し上げますと、旅行に関して、もしくはタイに行くことに関してあまり影響がない。つまり、企業としての活動への影響や旅行自体も、それほど害があるようなこと、日本であるちょっとした風評という形で何か危害を受けるようなことはほとんどないということです。ですので、もしタイに行くご予定がある方は、あまり構える必要はないと、私の主観でもあるのですが、感じています。

さて本題といたしまして、本日は大きく３点ご説明させていただきます。タイの基礎知識、投資環境、及び投資に関するメリットとデメリットを合わせてご説明させていただきたいと考えています。

２．タイの基礎知識

２－１．国土・気候

まず、どんな国なのか、国土は日本の大きさの１．４倍となっています。カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアと国境を接して、アンダマン海およびタイ湾という二つの海を隣接しています。

地域の特色としては、インド、ヨーロッパ方面と中国とをつなぐ交易の拠点として古くから発展を遂げているということが挙げられます。国土面積の約４０％が農地というのも特徴となっております。

気候としては、新聞やテレビの報道では半袖の方が多いと思うのですが、かなり暖かい国というイメージです。全体的に熱帯性気候がタイの特色でして、暑期が３月から５月、そして６月から１０月は雨期で、バンコクでの洪水の事件などは昨今、皆さんの身にも覚えがあるところだと思います。４月の平均気温は３５℃ぐらいで、全国的な平均気温が約２８℃、半袖でずっと過ごせる、非常に暖かい国というイメージです。

１２月は平均が１７℃で、少し肌寒いですが、日本に比べると本当に年中を通して過ごしやすい国です。恐らく、ここも冒頭に申し上げたとおり、皆さんが持っておられるイメージとほぼ変わりないかなと思います。

次いで、８月から１０月の降水量を見ていただきたいと思います。東京と比べると、バンコクの月間降水雨量は、８～１０の３カ月間でずば抜けて高くなっております。これは雨期に当たりまして、本当に雨がよく降って、洪水の懸念がされることも多々あります。これもタイの気候の特徴としても挙げられます。

２－２．通貨

通貨はバーツで、１バーツは約３．１７円。これ２０１４年1月９日現在と書いてありますが、昨日のデータでも、３．１４円です。今の時点ではほぼ変わらず推移しています。

基本的に円バーツのレートは、２００８年のリーマンショック以後、１バーツ２．５円から３円の間でずっと前後していたのですが、２０１２年後半から急激に上昇したというのが背景にあり、これは国債利回りの低下などが原因だと言われています。見ていただいたとおり、最初の方は２００８年ごろ３．５円というところから、徐々に推移しまして、現在は３．１４～３．１７円の辺りで落ち着いているという状況です。

２－３．歴史

では、歴史についてご説明させていただきます。タイの主な歴史、７～８世紀から抜粋しているのですが、タイの王国の基礎というのは１３世紀のスコータイ王朝によって築かれており、その後、アユタヤ王朝（１４～１８世紀）、トンブリー王朝（１７６７～１７８２年）を経て、現在のチャックリー王朝が１７８２年から現在となっています。１９３２に立憲革命があり、絶対君主制から立憲君主制に移行しています。

タイの主な歴史は、一般的にタイ族による初の統一王朝というのはスコータイ王朝以降のこととタイ人の方は認識しています。

ではここで、タイ人の性格の特徴を簡単にご説明したいと思います。一言で言うと、タイ人の辞書には「遠慮」という文字がないと言われています。良く言うと、非常に自由な国の中で、自由な方たちが多いというのが、簡単に出るイメージになります。

さらに具体的な話として「自由で遠慮という文字がない」のかを説明します。例えば信号無視が当たり前であること、警官が現場にいないと、皆、本当に当たり前のように信号無視するところなどがよく見受けられます。あとは、コンビニのレジで横から割り込んだりもします。自分も遠慮する性格ではないと自身では感じていたのですが、タイに行くと、自分がすごく遠慮がちなのかと思ってしまうくらい、ズケズケと割り込んでくることがあります。皆さん非常に自由に、遠慮なく過ごしているのだなと感じました。

また、男性はあまり働かない、女性はすごく働くという風土もあります。これはなぜかというと、男性はギャンブル好き、酒好きという方が多くあるためです。よくある話では、日系企業がタイに進出して会社を設立すると、現地のタイ人の雇用義務が最低４名雇わなければならないとなったときに、同業であれば他社で給料が１バーツでも２バーツでも高い会社があると、そちらの企業にすぐ移ってしまいます。また、ある程度稼ぐと辞める。多いのが、半年ぐらいまとめて働き、お金がたまったら、これを使いきるまでは次は働かない、これが風習となっています。日本人からするとこういった考え方はあまりなじみがないと思うのですが、タイでは当たり前で、お金を持つと遣い切ってから次の就職先を探すというのが往々にあるということです。

２－４．政治情勢

続いて、最近の政治や社会情勢についてご説明したいと思います。２００９年3月下旬から、アピシット政権に対して、タクシン元首相支持の反独裁民主戦線（ＵＤＤ）、赤シャツグループというのがあり、これが反政府デモを断続的に実施しています。同年４月、パタヤで開催されていたＡＳＥＡＮの関連首脳会議で、会議場へデモ隊が乱入し、その会議自体が延期になりました。政府はバンコクやその周辺に非常事態宣言を出し、事態を収拾しています。

また、２０１０年２月に最高裁判所がタクシン元首相の国内の資産を没収するという判決を出し、これによってＵＤＤ、赤シャツグループが不満を高める中で、３月中旬から国会の即時解散を求めて、バンコクの都内において大規模な反政府抗議集会を実施しました。４月１０日には、デモ隊と治安部隊との間で衝突が発生し、邦人１名を含む多数の死傷者が出たというのが皆さまの記憶にも新しいところかと思います。

その後、５月１９日、政府の治安部隊がデモ隊への行動を開始し、治安部隊が包囲網を狭める中で、ＵＤＤ、赤シャツグループの幹部がデモ集会の終結を宣言しました。

その年の３月から、デモ集会に伴う一連の混乱による死亡者は実は９０名を超えています。このように劇的に２０１０年前後は、デモやタクシン派と反タクシン派の衝突が多くありました。

２－５．経済情勢

最近の経済事情のお話をしたいと思います。タクシン政権は輸出市場に加えて、実は国内需要も経済の牽引力として、持続的な成長の確保を目指す一方で、貧困の撲滅と、所得の拡大による草の根レベルでの国内経済の強化を目指していました。このタクシン政権の下では、貿易の拡大のために、各国とＦＴＡの締結が積極的に推進され、経済が回復基調に乗り、２００３年には経済危機時の対ＩＭＦ債務を返済し、経済危機後の最高の実質ＧＤＰ６．９％という数字をたたき出しました。

その後、政変を経て、スラユット政権が間もなく発足します。国王の提唱する「足るを知る経済」を標榜しまして、皆さんにはイメージがつきにくいところかもしれませんが、数値のみならず、倫理的な数値に表れない幸福感も重視する方針を打ち出しています。非常に抽象的な方針ですが、タクシン政権下での経済拡大路線を見直す姿勢を打ち出す大きな指針の一つとなっています。

当時は、短期資金の注入規制措置があり、これによって外国資本が規制されるのではないかという不安感から外国人投資家からかなり懸念され、タイへの投資が一時的に減ったという経緯もありました。

近年では、こういった流れを経て、アピシット政権となった２００９年に、前年の世界的経済危機の影響から、同年全体の成長率が約２．６％下がりました。ただ、同年の第２四半期から回復傾向を示し始めました。２０１０年には第１四半期に、前年比の約１２％と徐々に高い成長率を達成してきたのですが、世界経済の減速とともに、タイ経済も減速し始めるような形になり、最終的に２０１０年全体の成長率が約７．８％になりました。

そして、そこへ回復基調にあり、これから堅調にしていこうというところでタイの洪水があり、またここで下がったというのが昨今の事情です。ただ、今はＧＤＰも落ち着き、回復基調に乗ってきて、後ほどまたご説明しますが、ＧＤＰでは堅調な推移をこれからも成し遂げていくと言われています。

２－６．その他

基礎知識の最後になります。日本との時差が約２時間です。どちらが遅いのか早いのか、よくタイのみならず、様々な国でお客様に日本との時差を聞かれるのですが、日本は日付変更線の近くなので、日本より時差が遅れている国がほとんどになります。タイは２時間ほど遅れていますが、ハワイだと１９時間ほど遅れているということになるので、日本が基準になっているという形でイメージしていただければと思います。

タイの年号は仏暦を使用しており、西暦に５４３年を加えると仏暦になるというだけなのです。
仏暦で言いますと今年は２５５７年です。

ご存じのとおり宗教は仏教で、公用語もタイ語です。ただ、現地を訪問した方はご承知だと思うのですが、観光地などでは基本的に英語でホテルマンなどは通用するところがあるので、公用語はタイ語ですが、英語が通用するところが多くあります。

教育に関しても、小・中・高・大で、６・３・３・４と、日本と全く同じです。

３．タイの投資環境

３－１．経済動向

続きまして、タイの投資環境に入ります。少しずつ経済の方、もしくは日系企業様で進出を考えられるお客さま向けの精緻な情報に入っていきますが、その中で最初に、ＧＤＰとＧＤＰの成長率を少しここで説明させていただきます。

洪水の被害がどれほどの影響を与えたのかということを少し掘り下げてご説明します。２０１１年、東日本大震災を受けて、日本からの部品供給が滞ったのもあり、製造業の稼働率が低下するという事態が起きました。下期にはチャオプラヤ川にも大洪水が起きて、アユタヤからバンコクまでの広大な地域が甚大な被害を被ったことが洪水の背景となっています。

この大洪水によって、電気・電子機器、自動車産業などの多くの日系企業が集積する地域がアユタヤ周辺にあるのですが、七つの工業団地が全て浸水して、日系企業は統計で上がっている４５０社を含む８０４社が浸水しました。

では、これでどのくらいの企業への被害があったのか、具体的に数字に表してみましょう。世界銀行の試算によると、洪水による被害額、損失額が１兆４２５０億バーツと言われています。日本円で４兆円前後になります。この被害額は、東日本大震災、阪神・淡路大震災、アメリカのハリケーン・カトリーナに次ぐ、大規模なものと言われています。

特に影響を受けたのは、製造業、農業です。本当に大きな打撃を受けたため、２０１１年の成長率は、タイでは０．１％、ほぼゼロと言われています。

３－２．財政状況

財政状況に関しては安定していると一言で言えると思います。グラフを見ていただくと分かるように、財政収支が比較的健全な財政を保っているのは、２００３年から２００８年までが財政黒字になっており、２００９年には世界金融危機に対する景気刺激策のために、財政出動によって赤字が少し出ています。これは２８０

０億バーツ、大体８４００億円です。対ＧＤＰ比が３．１８％という数字になったのですが、刺激策が功を奏し、２０１０年、２０１１年と歳入を伸ばしています。

しかし、今後については財政悪化も懸念されています。２０１１年に行われた総選挙では、生活手当支給額の引き上げ、村落投資基金の上乗せなど、財政出動が多い公約を掲げたタイ貢献党が多数を占めてインラック政権が誕生したためです。

今後、注目されているのが、こういう財政規律と経済成長を同時並行で保ちつつ、公約を実現するという、極めて難しい政策の舵取りが要求されていると感じております。

３－３．貿易

一言で貿易に関して言うと、徹底した自由貿易というのが一つ挙げられると思います。

ＡＳＥＡＮ地域の各国とタイが進めてきた貿易自由化は、タイの産業競争力の向上に大きな効果をもたらしたと一言で言えます。自由化の中で最も大きな利益を受けたのが、部品点数が極めて多い自動車産業です。特に自動車産業が集積しているタイに進出していた外資系の自動車関連企業には、かなり大きなメリットになったと言われています。

グラフを見ていただくと、貿易の活性化によって２０００年代は、貿易収支はおしなべて黒字基調で推移しているというのが見て分かると思います。かつて、貿易収支の悪化がきっかけでタイバーツが下落したこともあり、債務不履行などの通貨危機の引き金を引いた、１９９７年のアジア通貨危機の当時に比べると、強固な貿易体制へと変貌を遂げていると分かると思います。本当に右肩上がりになっているというのが実情です。

３－４．労働コスト

では、現地でタイ人の方を雇用した場合にどれくらいの賃金が掛かるか。このグラフは国別比較で、アジア諸国を中心に並べています。

昨今、インラック首相による最低賃金の引き上げがあり、これが３００バーツと言われています。大体９５０円前後です。これでさまざまなところに影響があったのですが、タイの国立食品研究所（ＮＦＩ）によると最低賃金が引き上げられたことで、魚介類の生産企業は約２０％、食肉生産企業が５～１０％、果物・野菜の生産企業が２～１０％、コストが上昇したと言われています。

今後の展望としては、こうしたコストの部分で人件費の部分が上がってくることに耐え切れなくなると、製品の価格を上げざるを得ないという、後手に回る対応がかなり迫られている状況になっています。

３－５．企業の収益性

次は、これは製造業企業の収益性アンケートになっています。日本でのビジネスより、タイビジネスの収益性の方が高いと答えた会社が３社に１社です。中国はこれを上回っており、インドやベトナムでは競争がどうしても激しく、収益性が確保できない中、タイは群を抜いて良好だという結果が出ています。

これはさまざまな要因があるのですが、後ほどご説明させていただくタイという国の立地の部分がかなり注目されていて、ベトナムなど隣接する国が多い中で、販売拠点プラス生産拠点という形で、タイを中心にビジネスを広げていくと。今も、アジア・ＡＳＥＡＮ地域で検討されているのが大きな要因として挙げられるかと考えています。

国内マーケットは、ベトナムなどの近隣諸国と比較して十分に大きく、近年では日系企業で有名なところで、皆さんの身近なところで、ユニクロさん、ファーストリテイリング社が２０１１年秋、タイのバンコクに１号店をオープンしました。その他に和食チェーン、豆腐で有名な「梅の花」も日本食を好む富裕層ターゲットが現地にいるところで、タイへのフランチャイズ展開を開始しまして、今後５年でもう１０店舗くらい拡大していこうという試算を組んでいると公表しておられました。

タイ国内の成長を背景に、マーケットを狙った進出、高い付加価値の提供を目的とする進出など、製造業を中心としながらもサービス産業を含めた多様な形の進出が多く検討されているのが実情です。

当社も海外進出のお手伝いを今、海外２５カ国でさせていただいており、問い合わせが特に多いのが、タイ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアです。ミャンマーに関して言うと、まだまだ法整備の問題があり、進出に際して日系企業様がパイオニアとして出られるという方が多いです。タイやベトナムとはまた色合いが違う中で、実際に出ることでパイオニアとしての利益を得ようという思いは強いものの、足踏みしておられる企業様が１０社中８～９社、当社に問い合わせいただく中の多くの企業様になっています。

これはさまざまな要因はあるのですが、外資規制や、その業種が出られるのかどうかが不明瞭、実際に同種の日系企業さんで出ている会社がないということから、非常にリスクが高い、進出ができるかどうか分からないということが実情としてあります。

４．投資のメリット

４－１．４大メリット

では、最後のパートに入ってご説明します。新聞やタイに関する投資の本などに昨今、大きく出ている中で、特に４点、「質の高い労働力」「大きな国内マーケットと成長への期待」「充実したインフラ」「アジアの製造拠点」を４大メリットと申し上げています。

私どものお付き合いのある国際協力銀行さんの２０１２年度海外直接投資アンケートから抜粋した形でデータを頂いておりまして、ここにタイの有望理由の第２位が「安価な労働力」、安価で質の高い労働力が実はポイントで、実際、タイ人の方は、先ほど少し申し上げたイメージの部分にもあると思うのですが、よく働くことで有名です。賃金面だけでなく、タイの労働力は、他の近隣諸国に比べると高学歴化も進んでいます。他のASEAN諸国に関して、皆さんはどこまでご存じか分からりませんが、６・３・３・４年の教育制度を導入している国は、国策として教育の部分に力を入れています。実際、労働力の質的向上が国を挙げて図られているというのが特徴になっており、中等教育だけではなく、高等教育への就学率の向上が、数値でも向上しているというのがタイの現状です。二つ目の「高学歴化による労働力の質的向上」ということになります。

そして二つ目が、国際協力銀行のアンケートによると、タイの有望理由の第１位が「現地マーケットの今後の成長性」になります。アジア地域でも最も収益性が高いというのもアンケートで挙げられています。

細かい部分の「充実したインフラ」では、どの程度までインフラが充実しているのなどという話を具体的にしますと、例えば電力関係で、停電はほとんどありません。比較してという話になるのですが、弊社は実は、インドにかなり多くの拠点を出しておりまして、そのインドでは週に１回は計画停電があります。そういうア

ジア・ＡＳＥＡＮ諸国の中で、タイでの心配は一切ないと聞いています。

そして道路のインフラの部分に関しては、バンコクの首都圏でも渋滞が徐々に解消しています。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへの道路がどんどん開通している中で、ＡＳＥＡＮの中心にあるというメリットを生かせる環境ができてきているという印象を受けます。

その他の空港は、国際空港が七つあり、商業用の空港が２８カ所あります。空路もこれから拡大していく方針だと政府が述べています。

海運に関しては、バンコク港、レムチャバン港、あとはマップタプット工業港、私もこの辺はあまり詳しく存じ上げないのですが、バンコク港は５０年以上、タイの主要港として、年間取扱量が１万２０００総トンを超えるという、国際港湾としても有数な港になっています。

こうした陸海空を全て使って、効率的な、そして生産大国としてもこれからタイが大きな拡大を図っていくことが見て取れる現状です。

４－２．グローバル拠点として

グローバル拠点として、今後タイという国を実際に広めていこうということになっています。企業さんの例で言いますと、日産自動車さんが日本国内市場の小型車マーチをタイで生産すると決定しています。トヨタも全世界の拠点がタイと明言しています。インドに進出されて、結局インフラの部分でうまくいかなかったということで、タイに戻ってくるという日系企業様もいて、そこからＦＴＡを使って輸出するというビジネスモデルを考えられるなど、アジアの中心という意味でも前向きに考えられているというのが実情です。

日本の他、中国やインドという巨大な成長市場に向けた製品を生産する輸出の出発地点として、タイという国を選んでいる。それが輸出拠点としての最適な立地とされています。

４－３．今後の課題

一方で、メリットばかりの国というわけでもなく、やはりデメリットもついてくるものです。これは今後の課題と言われていまして、その中で主な課題を五つ挙げています。

これも国際協力銀行さんと一緒に調べさせていただいたのですが、タイへの有望な投資理由とは別に、この五つのような現地進出企業のアンケートからも、「労働コストの上昇」「他社との厳しい競争」「管理職クラスの人材確保が困難」「治安、社会情勢が不安」など、昨今、本当にそういう話が多く挙げられているのですが、「技術系人材の確保が困難」、これはどこの国でも課題として多くあげられています。

やはり最も懸念されているのは「労働コストの上昇」です。これは税金面でも、アジア諸国で見ると、高からず安からずという位置づけです。やはり人件費は非常に頭の痛い問題で、先ほど申し上げたとおり、日系企業が現地に進出すると、タイ人の４名雇用義務があって、４名分の人件費が底上げされるとなるわけです。そのため、日系企業が進出前には、いつも予算組み、どれくらいイニシャルコスト、ランニングコストが掛かると試算される際に、ここの部分が１年、２年で大きく変わってくると、人件費としても相当の痛手を被ると言われています。こうした人件費で、少し細かくはなるのですが、少し多めに見ていただいて、予算の確保、イニシャル・ランニングコストの部分を取っていただきたいと思います。

５．終わりに

本日は、タイの基礎知識、投資環境という形でご説明させていただきました。実際、われわれ東京コンサルティンググループとしていつもお話しさせていただいているのは、もう少し税務や、進出する際の労務関係の規定、実際に他の日系企業はどういうところに気を付けているのか、具体的な話をさせていただくことが多いです。

しかしながら、タイという国は日系企業様が今から出られるのは少し遅いというイメージがあります。ただし、タイだけではなくて、タイを含めた周辺諸国も含めて、生産・販売拠点として広げていきたいという日系企業様にはぜひお勧めの国とわれわれも感じています。その中で、皆さんが何かご相談いただけるようなことがありましたら、アジア全体の中で広く進出に関するご相談をいただければ幸いと考えています。

稚拙な表現などもありましたが、ご清聴いただき、どうもありがとうございました。

（司会）　それでは、講演第１を終わりたいと思います。藤川先生、ありがとうございました。

講演２の講師は、関西大学政策創造学部国際アジア法政策学科准教授の西澤希久男先生です。タイの消費者法と担保制度などについて、「民事法の近年の動向」と題してご紹介いただきます。

講演２「民事法の近年の動向」

西澤　希久男（関西大学政策創造学部国際アジア法政策学科　准教授）

１．はじめに

国際民商事法センターのセミナーなので、私からは法律問題に特化した報告をします。タイの基礎知識は先ほど藤川先生より既に紹介があったので、私はすぐに法律問題に入っていきたいと思いますが、その前に簡単な自己紹介をします。

ずっとタイの法律の研究をしています。１９９７年のアジア通貨危機で、通貨が大暴落した前日に私はタイに入って、１０カ月間留学しました。

２度目の留学は、２００８年４月から２００９年３月まででした。タクシン派と反タクシン派の争いが起きて、日本でも空港が閉鎖されるニュースが大きく報道されたかと思います。確か、２００８年１１月２８日か２９日あたりだったと思います。

私はその際に、チェンライにいました。日曜日に飛行機を使ってバンコクに戻り、月曜日に大学の先生に会う約束をしていましたが、空港占拠のせいで１時間では戻れないので、私が言うのも何ですが、日本人らしく律儀に約束を守らなければいけないと思い、長距離バスでバンコクに帰りました。確か１４時間ぐらいかかりました。

ですから私は、１９９７年と２００８年のタイが非常に激動していた時期に、長期で法律の勉強をすることができたので、非常に幸運でした。

本日は「民事法の近年の動向」として、担保制度は、実は本来的にはできていなければいけない新法が、さ

まざまな要因によってできていません。タイの場合は民商法の法典があるので、そこにおける抵当権や質権の話をしたいと思います。

タイは２００８年に、今日お話しする「消費者事件手続法」と「製造物責任法」が公布されました。ですからタイは、近年は消費者問題の解決に力を入れています。結論を言うと、日系企業が日本のスタンダードで物を製造・販売すれば、基本的には問題ありませんが、製造物責任法に関しては、一見すると非常に厳しいことが書かれています。その点について若干の解説をしたいと思います。

２．担保法

タイにおいては、長年担保目的物の種類が乏しいことが指摘されています。つまり、土地ぐらいしかないのが結論になります。

さまざまなことに関心を持ってほしいので、途中いろいろなことを挟みたいと思いますが、例えば日本人だと、土地は非常に高価な財産、資産なのは当然の話です。これは日本の国土の問題や人口の多さから、土地は価値が非常に高いわけです。しかし東南アジアでは、土地がたくさんある割に人口が少ないという歴史的な要因があったので、実は１９００年の少し前までは、土地はあまり重要な資産ではありませんでした。

何が重要な資産かというと、労働力です。何かを生産するための労働が重要な資産だったので、１９００年になる前までは、重要な担保は人でした。言い換えれば奴隷制のようなものがタイでは１９０５年まで制度的に残っていました。それは財産の考え方が違っていたわけです。

今は当然、土地は非常に高価な資産として認識されています。ただ、日本の場合は固定資産税が非常に高いという問題がありますが、タイでは非常に安いです。これは元をたどってみると、土地資産の価格があまり高くなかったのが影響していると考えられています。

もう１点は、毎年かどうかは忘れましたが、アメリカの「フォーブス」誌が世界の国王の長者番付を発表することがあります。近年１位を飾るのがタイのプミポン国王です。その理由は、王室財産管理局がバンコクの中で、非常に膨大な土地を持っているからです。その資産価値が高いので「フォーブス」は１位を付けています。

けれども、私自身は、タイ政府が反対しているように、国王は世界一の金持ちではないと思っています。なぜなら、王室財産管理局は国の機関であり、王室の財産を革命時期に没収したものを管理・運用しているうちに財産が拡大していったものなので、国王が自由に処分できる財産ではないからです。

その土地に関係したことをこれからお話しします。担保目的物の種類が乏しいことと、先ほど言ったアジア経済危機以後から事業担保法の制定が開始されました。簡単に言ってみれば、会社を丸ごと担保に供する形です。その方法として、商務省にある会社の登記簿に、担保権者は誰であるかを書くことによって、会社を丸ごと担保目的物にする草案が出続けていますが、昨今の政治状況の問題等から、依然として完成には至っていません。ですから、現状を知るためには、最終的には民商法典の問題を見ていく必要があります。

タイの場合は、民商統一法典となっています。その中の約定担保の問題を見ると、日本における買い戻しと同じような、預入売買が存在します。これは以前は農村部を中心に利用されていましたが、現在は減少して、

あまり利用されていません。次に、質権や抵当権の形になっています。結論を言うと、事業をする中では抵当権が主に利用されています。

３．抵当制度の概要

それでは、抵当権の内容を簡単に見ていきます。ここにある条文は、全てタイの民商法典の形になっています。今はタイ語と英語の対訳で書かれている小さいものも販売されており、訳の正確性は問えませんがインターネット上でも出ています。ジェトロのホームページにも、一部分ですが日本語訳が出されています。

民商法典に基づくと、抵当とは「抵当権設定者が、抵当権者に占有を移転することなく、債務弁済のための担保としてある財産を抵当権者のために確保する契約」と定義されています。これは当然、書面によってなされて、登記されなければ発生しません。日本の抵当権の場合は、抵当権設定契約によって抵当権が発生し、第三者への対抗要件や、執行をする際の証拠として登記が利用されるわけです。タイの場合は登記までしないと発生しないので、成立要件の形になっています。

「抵当目的物」は、不動産の形になっています。あとは５トン以上の船舶や、浮家です。タイについてのテレビで、川沿いにある家が映されることがありますが、それが浮家です。交通用動物も抵当権の目的物です。先ほどの労働力が非常に重要な時期があって、土地価格はそれほどではなかったという観点からすると、今は、人は当然できませんが、動物はできます。交通用動物ですから、馬や牛、象も、登録した後に抵当目的物にすることができます。

あまりいないし、私も何件実際に行われたかは、統計を見たことがないので分かりませんが、持っている象を使いながらお金を借りたい場合、まず交通用動物として登録をし、その後に債権者からお金を借りて、担保として象を提供することが可能になります。ここが日本と大きく異なっています。

つぎに「抵当権の執行」です。抵当権者は抵当権設定者に対して、書面により相当の期間を定めて、まず催告をしなければなりません。弁済期が来たのに支払ってくれないと、日本の場合は執行を請求できますが、それは認められていません。まずは催告をしなければなりません。

そしてその期間内に履行がされなかったときに、初めて抵当権者は裁判所に対して、目的物の差し押さえと競売を請求することができます。ということで、裁判所の役割が非常に大きくなっています。

もう一つはｆｏｒｅｃｌｏｓｕｒｅの形で、所有権をそのまま取得することも可能となっています。この要件は①～③で挙げられている形なので、配布資料をご参照願います。

こちらが、見ただけだと非常に驚いてしまう、タイの民商法典の条文です。抵当目的物の評価額が被担保債権額よりも少額であったとしても、債務者はその差額について責任を負わない形になっています。例えば、債権額が１０万バーツだとします。抵当権が設定されていて、評価額が８万バーツで売られてしまうと、差額が２万バーツ残ります。日本では通常は一般債権として残りますが、タイの場合は何もしないと、一般債権にもなりません。責任を負わない形になります。

この７３３条だけを見ると、「何という国だ、抵当権の意味がないではないか」と勘違いされる方が非常に多いのですが、特約をすることによって、７３３条の適用は除外されます。これはちゃんと判例上認められて

いるので、タイで抵当権を設定する場合、通常は７３３条を適用しない合意が契約でなされています。先ほど説明がありましたが、仏暦から５４３を引くと西暦になります。

４．抵当権の問題

タイでは担保制度の中心を不動産抵当権が握っていますが、幾つかの問題が存在します。

例えば、土地証書です。日本の場合、今はコンピューター化されていますが、昔は法務局に登記簿が存在して、一筆の土地に１枚の登記書がありました。

タイの場合は土地証書という制度があり、土地局に１枚、土地所有者に１枚と、２枚の証書が存在する形です。所有権を譲渡する、抵当権を設定する場合は、土地局と土地所有者が持っている二つの土地証書に、抵当権設定をするとサインして証明する方法が取られています。オーストラリアやアメリカの一部の州が使用しているシステムです。

タイのビジネス慣習では、土地証書を第１順位抵当権者が手元に取ってしまいます。通常は第２抵当権、第３抵当権を設定するのですが、利害関係人が多数発生するとその後の処理が面倒になるので、抵当権を設定してもらう代わりに、土地証書を取り上げてしまいます。そうすれば、先ほど言ったように土地局に行って、両方に裏書きができないので、後からの抵当権者が発生しないことになります。逆に言えば、土地所有者には、自由に抵当権を設定することができないという問題があります。ですから抵当権が中心ですが、既に先順位の抵当権者がいれば、土地はもう当てにできないという問題点が存在します。

また、日本の法学部の講義では、土地と建物が別個の不動産として扱われると言われます。それは日本独特な、特殊なものだということが教科書にも書かれています。

タイは、原則は一つの不動産として扱われます。これはヨーロッパ的です。しかし、権限を有する者が自己の権利を行使する形で建物を建てた場合は、土地の構成部分とはならず、独立の不動産となります。土地を借りた人が建物を建てた場合は、賃借人の所有権になります。ですから、土地と別個に抵当権を設定することも原理上は可能です。

その点は非常に日本と似ていますが、結論的に言うと法定地上権制度が定められていないので、どのように処理をするかが問題となってきます。

競売となったときに、買受人が土地利用権を取得できるかという問題が出てきます。日本は土地利用権は従たる権利なので、競売とともに土地利用権は一緒に移っていき、抵当権の範囲内だという判例議論があるので問題はありませんが、タイでは土地利用権の担保化の問題を土地利用権の譲渡性として議論しています。

土地を利用するためには、賃借権と地上権の二つの方法が基本的にあります。地上権は譲渡可能なので、設定された権利が地上権であれば、担保化が容易にできます。もちろん譲渡禁止特約が付されていればそうではありませんが、付されなければ担保化ができます。

賃借権は日本と同様に、譲渡のためには賃貸人の同意が必要となるので、同意が得られなければ意味がありません。なかなか同意が得られないことがあるので、建物抵当権の設定は、理論上はできますが、現実問題としてはできないと考えられています。ですから、抵当権という形で担保化する場合は、まず第１順位にならな

ければいけません。土地所有者を念頭に置いているために、せっかくの財産である土地利用権を当てにすることができないという問題を抱えています。

書き忘れてしまいましたが、１９９９年に出た特別法で、商工業利用のための不動産賃貸借法ができました。それに基づいて賃貸借契約が行われた場合は、担保化が可能です。ただ、この法律はほとんどの人が利用していません。土地所有者にしてみれば、長期的に貸さなければいけない上に担保化ができるので、あまりうま味がありません。ですから、土地所有者がその法律をあまり利用していません。

３年前か４年前に私が聞いたところによると、１件は確実に使われているという話でした。１０年たって、一応１件はあるはずです。それは起草者の１名です。それ以外はあまり聞いたことがありません。これは土地局で調べれば分かることですが、あまり利用されていない法律です。

５．質制度の概要と問題点

質制度は日本と同様の形ですが、違いは不動産質が存在しないことです。日本でもあまり利用されていませんが、条文上も動産に限定されます。確実に目的物の第三者への占有移転が必要であり、戻した場合は質権が消滅するというように、日本より厳しくなっています。債権質については、証券的債権と社債・株式に明確に規定されているので、これに基づけばできます。

質権の執行も、催告した後で競売により売却ということで、裁判所を絡ませないでできます。それが抵当権とは異なります。先ほどの７３３条の抵当権で問題にした、評価額を下回った場合はどうなるかというと、差額に責任を負う形なので、抵当権と異なっています。

問題点は、一般的に事業運営上に必要な動産に質権を設定できないことです。目的物の引き渡しが必要です。

実は、こちらの方が非常に深刻です。権利質については、証券的債権と社債や株式はできますが、指名債権ができるかどうかが書かれていません。質権において非常に重要な預金債権の質権設定ができるかが、実は問題となっています。

当初は、肯定判決を出していました。どのように質権設定をするかというと、預金証書と預金通帳を債権者に手渡せば下ろせないので、あとは契約書を書けば質権設定だと言ったのです。当初、裁判所は、返還請求に質権は成立するという肯定判決を出していたのですが、否定判決の方が近年、強くなってきています。さまざまな事案で、変な理由付けになっています。

②が、ある意味重要です。証券的債権は権利を化体しているのでいいですが、預金通帳はそうではないので、７５０条に定める証券には当たらないとなっています。民商法典上、指名債権に関する質権の手続きが定められていないので、旧来定められている方法によらなくてはいけません。でも、７５０条によってしまうと、預金通帳はそのような性質を持っていないので、預金通帳交付による質権設定はできない形になっています。

現在タイにおいては、預金債権の質権設定は否定の方向に向かっています。だからこそ事業担保法という、会社全体の財産の担保化が求められているわけです。ここに大きな要因があります。日本で重要な権利質、債権質が実はなかなかうまく使えないという問題が存在しているということです。

６．消費者保護法

ここからは近年の話なので、判例の蓄積がありません。ですから、制度概要的な話になります。タイにおいても、社会の変化によって消費者問題が増加しています。これに対応するために、１９７９年に消費者保護法ができ、不正条項契約法や、直販の問題でダイレクトセールス法が出てきています。

日本の消費者問題において非常に深刻なのは、契約段階です。消費者契約で、キャッチセールスやデート商法などさまざまな問題がありますが、タイでは契約締結過程の問題はあまり指摘されていません。関西大学では毎年、タイの裁判所職員を５０名程度招いて、日本法の研修を行っています。そこで私がいつも日本の消費者法を若干レクチャーするのですが、日本のデート商法やキャッチセールスを聞くと、基本的には驚きます。そんなことまでして契約を締結するのか、日本人は何て悪いやつだという雰囲気が流れるわけです。

タイでは、製品の質や虚偽表示が大きな問題です。つまり、そのような製品の質を備えていないのに、あたかもきちんとした品質だというラベルになっているなど、そもそも製品の質が悪いという問題の方が中心になっています。ですから、しっかりとした製品を作っていればあまり問題がないという結論になります。

実際の救済を得るためには、消費者保護委員会の相談窓口などがありますが、最終的には裁判所が重要になります。法律の知識が乏しい消費者にとっては、裁判所は利用しづらい紛争処理機関だと言えます。そこで消費者を実際に救済するために、消費者が裁判所を利用し、裁判所が消費者を保護する改革が必要だという認識が生まれました。実は、これは裁判所主導で生まれた形です。

タイの場合、２０００年に新しく法律ができて、裁判所が行政から独立しました。それまでは司法省と人事交流があるなど、ある種独立が若干行政の下にあるような状況でした。でも、それが完全に独立する形になりました。２０００年以前においては、裁判官が司法省に出向し、司法省で裁判所に関する法律を起草する流れがありました。２０００年以降の独立後も、裁判官が自らの手続きに関わるということで、裁判官主導で法律ができていきました。

その起草者に会って、どうしてそのようなことをする必要があるのかと聞くと、当然、消費者を保護しなければいけないということがありますが、彼は「最高裁の判例を変えるのが非常に大変だ」と言いました。今まで蓄積された判例をドラスチックに変えるのは大変で、立法ならまだ説得する相手が少ないので、立法の方がいいということで新しい法律を定めました。これが２００８年です。

７．消費者事件手続法

全６６条ですが、重要なところだけ見ていきたいと思います。

消費者事件とは、消費者または法律の定めにより消費者を代理して訴訟する、つまり消費者保護委員会という行政機関、またはその行政機関によって消費者団体であると認証を受けた団体と、事業者間における民事事件となっています。

次に、製造物責任法も消費者事件の形で定義しています。この後出てくる製造物責任法に関する案件は、この消費者事件手続法の手続きにのっとって行われることになります。このようにいろいろとあります。

ポイントとして、まずは、実際に消費者に裁判所に来てほしいので、まず訴訟提起を容易にしたい、そして

消費者が実際に進行できるように、訴訟の進行も容易にしたい、結果の妥当性できちんと保護したいのと、得られた判決の執行を確保したいという、この四つの段階に分けられます。

各段階で、どのような手法を取ったかということです。要式を満たさない契約でも、訴訟により請求できるようになりました。タイの民商法で、先ほど抵当権で登記しなければならないという話をしましたが、例えば保険契約は書面で契約しないと裁判所は判決しないと民商法で定められています。

保険契約で書面とは何かというので、以前争いがありました。近年は緩やかになったのですが、昔は非常に厳格で、ちゃんとした保険証書がなければならないと判断されていました。でも、火災保険で、家と一緒に保険証書も燃えてしまったときにはどうなるかが、以前事件で起きました。昔の判例では、書面がないから駄目という判決が出ました。それでは火災保険の意味がないので、近年は変わったようで、保険料の振り込みの証拠があるなど、別の書面証拠があればオーケーだと、判例が変更になりました。でも、タイの最高裁は、もちろん修正等はありますが、概して条文どおりに解釈する傾向があります。

消費者はよく分からずに、手続きが他にもう一個あるのに、しないことがあるわけです。そうすると、民商法典上は裁判所での救済が得られないと定めているので、若干の悪徳事業者が、わざとそういうことを狙ったことがありました。それで消費者事件に関しては、１０条１項、２項で要式を満たしてなくても大丈夫という条項を入れました。

次に、消滅時効の期間の延長です。非常に長期化することにしています。時効の停止についても、長期化が図られています。要は、訴訟提起期間を延長させる対応をしています。そして、消費者が訴訟提起した場合は、裁判費用は無償となっています。口頭による訴訟提起が認められています。通常は書面で行わなければならないのですが、裁判所の事務官に口頭で「こういう事件なので救済してください」と言うと、事務官が書面にしてくれて訴訟が提起できます。あとは代理訴訟という形で、訴訟提起がしやすいということです。

つぎは審理段階です。通常、少額訴訟になると審理が早いのは日本でもありますが、消費者事件の場合は訴額によりません。先ほどの消費者事件の定義に当てはまった場合は、非常に迅速な手続きが開始します。また、立証責任の転換が行われます。これは典型的には、医療事故等を想定しています。事業者側しか証拠を有していないのが明らかだった場合は、裁判所は事業者側に立証責任を転換させることが明文化されています。あとは職権探知主義の採用です。通常、民事事件の場合は当事者主義なので、あえて職権探知はありませんが、先ほどから言っているように、法律に詳しくない消費者が自らやれることが念頭なので、裁判官が手取り足取り問い合わせできるようになっています。実際にやられるかどうかは、また別問題です。

そして判決段階です。通常は金銭賠償が原則ですが、それ以外の交換や、問題があるのが明らかなら、リコールも判決の中で命令することができます。それから、日本の法学を勉強した方にとっては驚きですが、損害賠償額の増額です。つまり、素人の消費者は自らの損害額すら分からないということで、損害額を１０万バーツで請求して、審理したら５０万バーツだった場合、通常なら請求額の１０万バーツが上限ですが、裁判官がそれを超えて損害賠償を認めることが可能となっています。

「判決修正権留保期間の延長」は、後遺症等が発生するような損害が発生した場合は修正できるというのがスイス法にあります。スイス法の場合は２年だったと思いますが、タイは１０年間に延長する形になったので、

損害額が決定したと思ったら、また修正がかかる可能性が存在します。

また、懲罰的損害賠償が明文上可能となっています。非常に悪質な事業者に対しては、実際損害以上の懲罰的な損害賠償を可能にします。

最後に、会社法人格否認の法理です。事業者と個人の資産は本来別物ですが、悪徳事業者がわざと全ての責任を会社に負わせ、資産は個人で所有することが当然あり得ます。ですから、さまざま検討して、法人格を否認すべきと考えられる場合、否認が可能と明文化されています。

最後は、執行段階は非常に早期にすることができます。ある意味、非常に理想的なのですが、実際の運用がどうなっているかを話します。消費者から訴訟提起をたくさんしてほしいという目的でこの法律を作ったのですが、実際上利用しているのは事業者側です。この法律では、消費者側だけが訴えられるとは決めていません。事業者と消費者の民事事件を全て消費者事件と書いているので、事業者からもこの簡便手続きで訴えることができます。ですから実際上は、ほとんどが事業者からの訴えです。

それはある意味、普通の話です。クレジットの引き落としができないので、金銭の請求を大抵事業者から行いますし、借金が返せないという民事事件が非常に多いです。そうすると、事業者から当然請求なされるので、ほとんどは事業者がこの手続きを利用しています。ただ、近年は消費者側からも出るようになってきたと言われています。

先ほど、職権探知主義を言いました。本当にやっているのかと聞くと、裁判官の数がまだ十分ではないので、やろうと思ってもなかなかできないのが現実という話でした。無償化は意味がありますが、裁判所が手取り足取りやってくれるかというと、人的資源の限界があるために、まだ理想の段階で終わっている状況です。

いずれにせよ理論上は、消費者に有利な形で訴訟がしやすいことになっています。

８．製造物責任法

最後に、消費者事件手続法で取り扱われる、製造物責任法です。ここは同様の、過失責任で対応できない状況になってきて、製造物責任法の必要性が言われているわけです。大量生産、大量消費される社会が出てきました。

タイでは２０００年になって起草を開始し、約８年後になります。正式名称は「仏暦２５５１年不安全商品から発生した損害に対する責任についての法律」です。通常、ＰＬ法と向こうでも呼ばれます。製造物責任法が公布されました。施行は１年後です。既に施行済みです。全１６条の構成です。

重要なところで、製品の定義です。後で日本のものと比較していただきたいのですが、「販売するために製造または輸入された全ての種類の動産」となっています。それには農業製品や電気を含みます。省令で定められたものは、除外されます。

つぎに事業者の定義です。「製造者または製造を注文した者」「輸入業者」「製造者、製造注文者または輸入者を明記することなく製品を販売した者」「自らが製造者と理解できるような紛らわしい表現をして販売をした者」という形で、事業者が定義されています。

当然、立証責任が一番重要になります。被害者または１０条に基づき消費者保護委員会等が代理訴訟をする

場合は、「事業者の製品から損害を受け、かつ通常の方法により使用または保存したことを立証しなければならない」となっています。ですから、損害が発生していること、因果関係がちゃんとあること、方法は適切であったというこの三つを立証すれば、被害者はオーケーです。製品の内容や欠陥については別に立証する必要がない形になっています。

事業者が免責される場合も、これが重要になってきます。事業者は、製品が安全であること、被害者が製品が安全でないことを知っていたこと、被害者がちゃんとした方法で使用していなかった、または保管してなかったことを立証すれば免責されます。

ここで注意が必要です。日本の製造物責任法を見ると、第４条の１号で「当該製造物をその事業者等が引き渡したときにおける科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったときは免責される」と定められています。でも、タイの製造物責任法では、その当時の科学・技術の知見を理由にできません。これは起草段階で、明確に除外することになっています。

起草者の１名に理由を聞いたところ、日本のようにしっかり技術を持った国であればいいが、開発途上国で技術が進んでいないタイでその条文を入れてしまうと消費者保護にならないので、あえて入れなかったと回答がなされました。その議事録自体は出ているので、それでも確認が取れます。

タイの場合は、起草者の意味合いから言えば、日本のような高度なレベルで調査したけれど見つからなかった場合は、免責される可能性がある雰囲気は出していますが、解釈は裁判所でどのように取られるのかは分かりません。ですから、この点は非常に危険な問題になります。ですから、タイの製造物責任法の、特に免責の問題は非常に重要なポイントです。

懲罰的損害賠償も、存在します。時効も、若干延長がかかります。特に発症に長期間かかるものを単純に一律に決めてしまってはいけないので、先ほどの消費者事件手続法に共通する考え方となっています。

９．終わりに

約定担保制度はあまりにも不十分なので、やはり事業担保法の早期制定が必要です。

消費者事件、製造物責任事件については、タイスタンダードでやってしまうと少し危険があるので、やはり日本と同様の注意を払うことが必要です。そこまですれば多分あまり問題はないとタイ側も考えていますし、私もそのような認識をしています。

非常に法律的な話ばかりでしたが、ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

（司会）　せっかくの機会なので、質問を受け付けたいと思います。

（Ｑ１）　製造物責任法で、例えば免責条項に日本と同じような科学水準の条項を足す、あるいは懲罰的損害賠償の条項を排除するような、私人間の契約は有効ですか。

（西澤）　私人間の事前責任免除の話だと思いますが、これは認められていません。しっかりと、できない形になっています。それができてしまうと消費者保護の意味がないので、扱いませんでしたが、責任免除はでき

ない形になっています。

（司会）　他に質問がある方はございませんか。

（Ｑ２）　私も不勉強ですが、不動産のことでお聞きします。タイは確か外国人の土地の所有権は認められていないのが事実だったと思います。建物を建てて、地主の許可が下りれば売れると言いますが、実質、外人が所有しているときに、法人、個人両方の担保としての価値はどうなるのですか。ないのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

（西澤）　外国人が所有する問題は今あったように、基本的にはできません。しかし、もちろん例外があります。一定金額以上の投資をしている、正確な金額は忘れましたが、銀行預金を何年間か入れているのがあると、居住用の土地が持てるという例外は存在します。

外国企業や外国人は土地は持てないのですが、持ちたいと思った場合は、基本的には地上権を利用します。つまり、土地価格相当分を相手側に支払って、地上権を設定してもらって、それを長期化します。そうすると、先ほどのように譲渡可能性があるので、担保価値が出てきます。

先ほどの「フォーブス」の話で、王室財産管理局の話をしましたが、王室財産管理局はバンコクの一等地を多数持っていて、そこと賃貸借契約を締結して建物を建てる場合は、建物所有権を譲渡することを事前に合意させられることが多いです。つまり、王室財産管理局の土地を使い、建物は借りた人の資金で建てて、建設後はその所有権を王室財産管理局に譲渡します。借りる人は、建物と土地を一体として賃料を支払う形になっています。結構大きな日系企業などはそのような方法で借りていますし、王室財産管理局ではない別の土地でも使われます。

そのようになると、一体化の問題になってしまいます。担保化は当然できない形になります。

（Ｑ２）　とてもよく分かりました。ありがとうございます。

（司会）　他に質問がある方はおられますか。

それでは西澤先生、ありがとうございました。いま一度、大きな拍手をお願いします。

（司会）　それでは、本日の講演会「国際民商事法金沢セミナー」を終了させていただきます。先生方、長時間にわたりありがとうございました。皆さま、もう一度大きな拍手をお願いします。

また、ご参加いただきました皆さま、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5　赤坂アビタシオンビル
TEL：(03)3505-0525 FAX：(03)3505-0833
E-mail：icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当：北野